

「クマPAY」決済機器等導入支援補助金交付要綱 (物価高対応型)

(目的)

第1条 この要綱は、熊谷市地域電子マネー「クマPAY」による電子的な決済を行うための端末及び附属機器等(以下「キャッシュレス決済端末等」という。)を導入する事業者に対し、キャッシュレス決済端末等の導入に係る経費の一部を補助することにより、熊谷市地域電子マネー「クマPAY」の決済環境を強化し、もって市内商業の振興を図ることを目的とする。

2 前項の補助金に関しては、熊谷市補助金等の交付手続き等に関する規則(平成17年規則59号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「取扱加盟店」 熊谷市地域電子マネー「クマPAY」を利用できる店舗として、利用者とクマPAY使用取引を行う登録した者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれの要件も備えているものとし、以下の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 申請時において取扱加盟店であること。

(2) 熊谷市地域電子マネー「クマPAY」の決済に使用する新たなキャッシュレス決済端末等を導入すること。

(3) 過去に同一のキャッシュレス決済端末等の購入に係る補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他市長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではないと認めるもの。

(3) 市税等を滞納していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。
ただし、千円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

補助金の額	上限額
1台あたり2万円又は実際に要した費用のいずれか少ない額	20万円

2 購入台数は、補助対象者が設置するレジスター等の台数を上限とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 誓約書及び承諾書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る仕様書等の写し（カタログ等導入機器がわかるもの）
- (4) 補助対象経費の支払及び内訳が確認できる書面
- (5) 市税に滞納がない旨の証明書
- (6) 振込依頼する銀行口座の通帳の写し
- (7) その他市長が必要と認める書面

(補助金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定により提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは当該交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときには、「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により交付すべき補助金の額を確定し、補助金を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を却下したときには、「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、第7条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業完了後の調査及び報告)

第9条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業の完了後、市長が補助事業の状況について調査することを求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合等、市長から要求があった場合には、これに応じるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者については、第8条及び第9条の規定は、同日後も効力を有する。

別表第1（第4条関係）

熊谷市地域電子マネー「クマPAY」が決済できるキャッシュレス決済端末等を購入することを必須とし、他のキャッシュレス決済に利用できる端末等導入に要する端末本体機器、附属機器等のうち、次に該当する補助対象者が負担する費用（消費税及び地方消費税を除く。）について補助する。ただし、中古品の購入を除く。

キャッシュレス決済端末本体機器	新規購入
附属機器等	<ul style="list-style-type: none">(1) 汎用端末(2) 決済端末に関連する機器(3) ネットワーク接続機

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

「クマPAY」決済機器等導入支援補助金(物価高対応型)交付申請書兼実績報告書

(宛先) 熊谷市長

次のとおり、補助金の交付を申請いたします。また、誓約事項について誓約または同意します。
別紙領収書の写し等を添付し、実績報告とします。

1. 申請事業者

法人所在地	〒 -		
法人情報	名称		
	代表者職名・氏名	職名:	氏名:
担当者氏名	所属:	氏名:	
連絡先			

2. 申請店舗

店舗(事業所)名			
所在地			

3. 購入端末

購入年月日	令和 年 月 日	購入者氏名	
購入数量	台	販売業者	
1台あたりの 購入金額 (税抜)	円	購入機種	製造業者名: 品名:

(複数台の購入が必要な場合) ※現在の決済機器台数以上の端末導入はできません。

現在の決済機器台数	台	端末を導入する台数	台
-----------	---	-----------	---

※機種が複数で購入機種が異なる場合は、裏面の「6. 購入端末記入欄」にご記入ください。

4. 交付申請額

※右表を参考にご記入ください。

,000 円	補助金の額	上限額
	1台あたり2万円又は実際に要した 費用のいずれか少ない額	20万円

5. 添付書類

- (1) 購入年月日、購入者氏名、購入数量、販売業者名、購入金額及び購入機種が明記され、販売業者の印が押された領収書の写し又はこれに準ずる書類
- (2) 市税に滞納がない旨の証明書
- (3) 振込先口座がわかる通帳等の写し(カタカナ名義等が記載されている見開きページ)
※クマPAY売上金の支払口座と異なる場合は添付してください。
- (4) 請求書
※上記以外に追加で書類を求める場合があります。ご了承ください。

6. 購入端末記入欄(機種が複数となる場合にご記入ください。)

購入年月日	令和 年 月 日	購入者氏名	
購入数量	台	販売業者	
1台あたりの 購入金額 (税抜)	円	購入機種	製造業者名: 品名:

購入年月日	令和 年 月 日	購入者氏名	
購入数量	台	販売業者	
1台あたりの 購入金額 (税抜)	円	購入機種	製造業者名: 品名:

【添付書類(1) 貼付け欄】

【添付書類(3) 貼付け欄】

「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）

請求書

年 月 日

熊谷市長 氏名宛

請求者

法人所在地

法人名称

代表者職名・氏名

印

店舗（事業所）名

店舗所在地

「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）について、次のとおり請求します。

請求額 金 円

以下の口座への振込みを依頼します。

金融機関名	銀行・信用金庫		本店	
	農協・信用組合		支店	
預金種目	普通・当座	口座番号（右詰め）		
カナ				
口座名義人				

※印鑑はシャチハタ不可で代表者印または代表者の個人印をご押印ください

※口座名義人（カナ）は通帳見開き部分のカナをご記入ください

熊谷市長あて

法人所在地

法人名称

代表者職名・氏名

印

店舗（事業所）名

店舗所在地

「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）
誓約書及び承諾書

「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）を申請するに当たり、下記のとおり同意及び誓約します。また、個人事業者又は法人代表者個人にあっては、私の、法人にあっては私が代表者を務める法人の熊谷市税等の納付状況について確認することについて熊谷市が調査し、照会し、閲覧することを承諾の上、関係書類を添えて申請します。

なお、下記の申告及び誓約の内容に偽りがあった場合又は「クマPAY」決済機器等導入支援補助金交付要綱（物価高対応型）の規定に違反して補助金の交付を受けた場合は、その全部を返還します。

記

同意・誓約事項

- 申請するキャッシュレス決済機器等について、事業用に相違ありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではありません。
- 宗教上の組織又は団体ではありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗ではありません。
- 申請するキャッシュレス決済機器等の購入費用及び設置費用について、他の補助金等の交付の対象として申請していません。
- 市からの関係書類の提出の求め、事情聴取、帳票・書類等の調査に応じます。
- 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の取消しなど、市からの指示等に従い、補助金を返還します。
- 「クマPAY」決済機器等導入支援補助金交付要綱（物価高対応型）による交付に係る審査のため、熊谷市が市税等の申告・納付状況を確認すること、並びに関係機関に照会することについて同意します。

様式第3号（第7条関係）

「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）
交付決定通知書兼確定通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏名 印

年 月 日付けで申請のありました「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）について、「クマPAY」決済機器等導入支援補助金交付要綱（物価高対応型）第7条の規定により、下記のとおり交付を決定し、確定したので通知します。

記

- | | | |
|---------|----------|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 交付方法 | 指定口座への振込 | |

様式第3号（第7条関係）

「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）
不交付決定通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏名 印

年 月 日付けで申請のありました「クマPAY」決済機器等導入支援補助金（物価高対応型）について、下記の理由により不交付が決定したので「クマPAY」決済機器等導入支援補助金交付要綱（物価高対応型）第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

不交付の理由